

# 訪問看護重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名 訪問看護ステーション ふれあい家族  
所在地 北九州市小倉南区徳力団地2番2号3号室、4号室  
管理者の氏名 野村 美代子  
電話番号 093-965-8552  
FAX 093-965-8551  
事業者指定番号 4067790537  
サービス提供地域 北九州市小倉南区、小倉北区、門司区

### <事業所の職員体制>

管理者 1名  
看護職員 8名 内非常勤 7名

### <職務内容>

管理者・従業者の管理及び訪問看護の御利用者申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。  
又、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員・訪問看護サービスの実施を行います。

### <サービス提供の営業日及び営業時間>

営業日 日曜日～土曜日  
営業時間 平日 8:30～17:30  
営業しない日 1月1日～1月3日

## 2. 事業所の目的及び運営方針

### <事業目的>

要支援、要介護状態になられた方々に対し、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営むことができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

### <運営方針>

- ① 御利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、御利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持って行います。
- ⑥ 常に御利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの適切な把握に努め、御利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

## 3. サービスの内容

- ① サービスの提供にあたっては、御利用者の主治医の訪問看護指示書に伴い居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- ② サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合はその変更が居宅サービス計画「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、主治医に相談のうえ、「訪問看護計画書」の変更などの対応を行います。

## 4. 利用者負担金

- ① 御利用者からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。
- ② 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。  
※介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員からの説明の上で御利用者の同意を得ることになります。
- ③ 利用者の負担金のお支払方法は、御利用者の翌月10日以降に請求書を発行しますので25日までにお支払いください。  
※お支払方法につきましては現金による支払・口座自動引落(いずれか選択)

## <基本利用料金>

サービス内容	単位	御負担額		
		1割	2割	3割
① 1回20分未満	予防訪問看護	303単位	310円	619円
	訪問看護	314単位	321円	641円
② 1回30分未満	予防訪問看護	451単位	461円	921円
	訪問看護	471単位	481円	962円
③ 1回30分以上60分未満	予防訪問看護	794単位	811円	1,622円
	訪問看護	823単位	841円	1,681円
④ 1回60分以上90分未満	予防訪問看護	1090単位	1,113円	2,226円
	訪問看護	1128単位	1,152円	2,304円
				3,455円

### その他の加算

#### ・緊急時訪問看護加算Ⅱ 1

御利用者又は御家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を希望される方

月1回 574単位

#### ・特別管理加算Ⅰ

特別な管理を有する御利用者(カニューレやドレーン、留置カテーテル等使用している方)

月1回 500単位

#### ・特別管理加算Ⅱ

特別な管理を有する御利用者(点滴や、在宅酸素管理・褥創処置を必要としている方)

月1回 250単位

#### ・サービス提供体制強化加算

毎回 6単位

※その他詳細料金別紙参照

## 5. キャンセル料

① 利用者の都合により、訪問日を変更する場合は、前日の17時までにご連絡ください。

※キャンセル(訪問中止)が必要となった時は、至急ご連絡ください。

連絡先 093-965-8552

② ご連絡の無い場合は、キャンセル料として『利用料金一覧表兼同意書』に記載の全額自己負担(保険請求分・自己負担分)をご請求させていただきます。但し、利用者の病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

## 6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無し	実施した評価機関	無し
-------	----	----------	----

## 7. 相談・苦情対応

① サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更などについては、当事業所の担当看護師が管理者が窓口となりますのでご連絡下さい。

訪問看護ステーション ふれあい家族 093-965-8552 担当:野村 美代子

② 当事業所以外にも市町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

1、	小倉北区介護保険係	北九州市門司区清滝一丁目1-1	TEL 582-3433
2、	小倉南区介護保険係	北九州市小倉北区大手町1-1	TEL 951-4111 (内線472)
3、	門司区介護保険係	北九州市小倉南区若園五丁目1-2	TEL 331-1881
4、	福岡県国民健康保険団体連合会介護保険介護サービス相談係	福岡市博多区吉塚町13番47号	TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857

## 8. 事故発生時の対応

家族・介護支援専門員・関係機関への報告、対応を迅速に行います。

補償などの責任問題が発生した時は、下記に記載している保険会社にて対応し、事故・処置等の内容については記録保管致します。

ただし、自らの責めに帰すべき事由に寄らない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、担当看護師か管理者にお尋ね下さい。

## 9. 賠償責任保險

1、保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険内容	訪問看護事業者総合補償

#### 10. 非常災害対策(BCP)について

- 1、事業所の管理者が各種計画・施策に基き、事業継続計画(BCP)の推進を図ります。  
従業員に対する非常災害対策を啓発・普及するための訓練及び研修を半年に1回実施しています。

## 11. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為  
(2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為  
(3)意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- 上記は、当該法人の賃貸、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について半年に1回研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

訪問看護の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました

年      月      日

〈事業者）

所在地 北九州市小倉南区徳力団地2番2号31号棟3号室、4号室

支援事業者名 訪問看護ステーション ふれあい家族 代表者名 野村美代子 印

(指定事業所番号 4067790537)

担当看護師 依田 也寸志

上記内容の説明を受け、了承しました。

年      月      日

(利用者)

住 所

---

氏 名

印

---

(利用代理人・選任した場合のみ)

住 所

---

氏 名

印

---